ききょうの里短期入所生活介護運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人茂木福寿会が開設するききょうの里短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、看護職員又は介護職員、栄養士及び機能訓練指導員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所における指定短期入所生活介護事業は、利用者が要介護状態等になっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第３条　事業所に勤務する従業者の職種は次のとおりとし、第(１)号に掲げる管理者は、第(２)号から第(１０)号に掲げる従業者の監理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他の従業者と協議の上、利用者の短期入所生活介護計画を作成する。また、従業者は、指定短期入所生活介護の提供を行い、第(１１)号に掲げる従業者は必要な事務を行う。

（１）管理者
（２）次長・事務長
（３）医　師
（４）生活相談員
（５）看護職員
（６）介護職員
（７）管理栄養士
（８）栄養士
（９）機能訓練指導員
（１０）調理員
（１１）事務員

２　従業者の員数及び職務の内容については、別表のとおりとする。

３　１項に定める者のほか必要に応じ、その他従業者を置くことができる。

（指定短期入所生活介護の利用定員）

第４条　指定短期入所生活介護の利用定員は、１６名とする。

（指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第５条　事業所の行う指定短期入所生活介護の内容は次の通りとする。

（１）生活相談

（２）入浴、排泄、食事等の介護

（３）機能訓練

（４）健康管理

（５）食事の提供

（６）送迎

２　指定短期入所生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣の定める告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証の定める額とする。

３　その他の費用の額は次のとおりとする。

（１）　送迎に要する費用

次条に定める通常の送迎の実施地域以外の地域から、心身の状況や介護者の事情等から送迎が必要と認められる利用者を送迎した場合は、次の額を別途徴収する。

ア　実施地域以外の地域から､おおむね１０キロメートル未満の送迎(片道ごと)　２００円

イ　実施地域以外の地域から､おおむね１０キロメートル以上の送迎(片道ごと)　３００円

（２）　食費（１日あたり）

利用者負担第１，第２，第３段階　　厚生労働大臣が定める負担限度額

利用者負担第４段階　１，５４５円

（３）　おやつ代　１００円

（４）　滞在費（１日あたり）

利用者負担第１，第２，第３段階　　厚生労働大臣が定める負担限度額

利用者負担第４段階　個室１，２３１円　多床室９１５円

（５）　理美容代

１回当たり（理容組合による散髪料金）　１，７００円

（６）　訪問美容室

１回当たり（アスカ企画による理容料金）　別途料金表

（７）　キャンセル料

ご利用当日にキャンセルした場合、キャンセル料として利用料金の１０％を徴収することがある。

４　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第６条　事業所の通常の送迎の実施地域は、茂木町、益子町、市貝町とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第７条　事業所の従業者は、利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者又はその家族に対して説明するものとする。

（１）けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけない。

（２）指定した場所以外で火気を使用しない。

（３）秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害さない。

（４）ハラスメント予防の為の取り組み、発生した場合の対応や対策をしっかり講じる。従業者が利用者・利用者家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や、利用者・利用者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限する事が出来る。

（５）ハラスメントの予防・対策に関する事象の研修を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第８条　事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は別に定める協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（感染防止）

第９条　施設内に於いて、感染が発生した場合には感染症マニュアルに沿って蔓延しない様、利用者の安全を確保する為の必要かつ適切な措置を講じる。

又、従業者の知識及び技術の向上の為、感染防止対策委員会を設置し研修や訓練を定期的に行う。

（虐待防止）

第１０条　利用者に対する虐待防止の為に、以下の取り組みを講じる。

（１）研修等を通じて、従業者の人権意識の向上、知識や技術の向上に努める。

（２）個別支援計画を作成し、適切な支援の実施に努める。

（３）従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

（身体拘束）

第１１条　サービス提供にあたり、原則として身体拘束は行わないが、利用者・利用者家族に同意を得た上で、以下に示す様な条件が満たされた場合、必要最低限の範囲で身体拘束を行う事が有る。

（１）切迫性

直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他者の生命、身体に危険が及ぶ事が考えられる場合に限る。

（２）非代替性

身体拘束以外に、利用者又は他者の生命、身体に対し危険が及ぶことを防止できない場合に限る。

（３）一時性

身体拘束を行う必要がなくなった場合は直ちに身体拘束を解く。

身体拘束を行う場合は、行った日時、理由及び様態等についての記録を行う。

（見守り対策）

第１２条　利用者の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守り対策に関する人感センサーマット・機器を使用する場合が有る。

人感センサーマット・機器についての画像や音声は残らない事を利用者家族に説明を行う。

（非常災害対策）

第１３条　事業所は、「消防防災計画」及び「事業継続計画（BCP)」に基づき対応を行う。又、利用者の安全を確保する為の必要かつ適切な措置を講じる。

２　平常時の訓練として、防火管理者を配置して事業所が定める消防防災計画に基づき、昼間及び夜間を想定した防災・避難・救出訓練等を利用者も参加し、毎年度定期的に実施する。

（カスタマーハラスメントへの対応）

第１５条　事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言語により、従業者の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、従業者の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

２　前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない。

（１）　そもそも介護サービスとは全く関係のない要求

（２） 契約している内容やサービスを著しく超える要求
（３） 不当な損害賠償請求
（４） 身体的な攻撃（暴行、物を投げる、唾を吐く、障害、刃物を向けるなど）
（５） 精神的な攻撃（脅迫、誹謗中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
（６） 威圧的な言動（声を荒げる、怒鳴り散らす、睨むなど）
（７） 継続的、執拗な言動（長時間、必要以上に厳しい叱責を繰り返すなど）
（８） 差別的な言動（人種、宗教、嗜好、容姿等に侮辱的な言動をするなど）
（９） 職員への性的な言動（つきまとい行為、わいせつな言動、身体をさわる、手を握るなど）
(10) 職員個人への攻撃やいやがらせ行為（個人情報を執拗に聞く、個人の顔や名前などをＳＮＳ等に投稿するなど）

３　事業所は、従業者が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

４　事業所はカスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

５　カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

（その他運営に関する重要事項）

第１４条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１） 採用時研修　　採用３か月以内
（２） 継続研修　　年６回

２　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講じる。

３　事業所及び従業者は、感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講じる。

４　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

５　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。

６　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人茂木福寿会ききょうの里短期入所生活介護事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

第５条３項の２は平成１３年１月１日から施行する。

第５条３項の（１）（２）については、平成１７年１０月１日より施行する。

第５条１項の（７）については、平成１８年４月１日より施行する。

第３条は平成２１年４月１日より一部改訂する。

第５条３項の（１）は、平成２１年４月１日より一部改訂する。

第５条３項の（６）については、平成２１年４月１日から施行する。

第４条の利用定員については、平成２１年９月１日から施行する。

第５条３項の（３）については、平成２７年８月１日より一部改訂する。

第５条３項の（３）については、令和元年１０月１日より一部改訂する。

この規程は、令和２年２月１０日より一部改訂する。

第７条、（４）（５）については、令和６年４月１日から追加、施行する。

第９条、（感染防止）については、令和６年４月１日から施行する。

第１０条、（虐待防止）については、令和６年４月１日から施行する。

第１１条、（身体拘束）については、令和６年４月１日から施行する。

第１２条、（見守り対策）については、令和６年４月１日から施行する。

第９条、（非常災害対策）を第１３条に変更し、一部改定する。

この規定は、令和６年４月１日から施行する。

第１０条、（その他運営に関する重要事項）を第１４条に変更する。

この規定は、令和６年４月１日から施行する。

第３条１項については、令和７年５月１日より一部改訂する。

第５条３項（１）を改訂、（２）を追加し、令和８年８月１日から施工する。

第１４条（その他運営に関する重要事項）を第１５条に変更する。

この規定は、令和８年１０月１日より施行する。

第14条（カスタマーハラスメントへの対応）を追加する。

この規定は、令和８年１０月１日より施行する。